

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまで及びチに掲げる事項を除く。）</p> <p>〔イ〇ニ 略〕</p> <p>ホ Ⅱ 私設取引システム運営業務（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。以下この号、第十条第一項第三号ニ、第七十条の二第九項及び第七十三号ニにおいて同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>(1) 私設取引システム運営業務において行う取引の種類</p> <p>(2) 私設取引システム運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名</p>	<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまで及びトに掲げる事項を除く。）</p> <p>〔イ〇ニ 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>

-
- (3) 私設取引システム運営業務を行う部署（私設取引システム運営業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、その者を含む。第七十条の二第九項第八号において同じ。）の名称及び組織の体制
 - (4) 私設取引システム運営業務において取り扱う有価証券の種類、銘柄及び取引の最低単位
 - (5) 私設取引システム運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法
 - (6) 売買価格の決定方法
 - (7) 気配、売買価格その他の価格情報を顧客に公表する方法並びに当該価格情報を公表する部署の名称及び体制
 - (8) 私設取引システム運営業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
 - (9) 私設取引システム運営業務に係る有価証券の受渡しその他の決済の方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法
 - (10) 顧客である金融商品取引業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
 - (11) 私設取引システム運営業務に係る取引記録の作成及び保存の方法
 - (12) 私設取引システム運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
 - (13) 私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容
-

の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項

(14) その他私設取引システム運営業務に係る損失の危険の管理又は取引の公正の確保に関する重要な事項

へくり 「略」

「七〇十二 略」

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）

「イ〜ハ 略」

ニ 私設取引システム運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

(1) 私設取引システム運営業務を管理する責任者の履歴書

(2) 私設取引システム運営業務に関する社内規則

(3) 私設取引システム運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類

(4) 第八条第六号ホ(8)に掲げる事項が私設取引システム運営業務の安定的な遂行に支障を生ずるおそれがないことを検証し、その結果を記載した書類

ホ 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

ホ〜チ 「同上」

「七〇十二 同上」

第十条 「同上」

「一・二 同上」

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる書類を除く。）

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

ニ 「同上」

〔1〕(3) 略〕

(4) 第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2
〔略〕

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の四 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第七十条の二第九項第五号ロ、第二百二十三条第一項第十号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第七十条の二第九項第五号イ、第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等
〔二〕五 略〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及

〔1〕(3) 同上〕

(4) 第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2
〔同上〕

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の四 〔同上〕

一 当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第十八号ト及び第三十号、第十二項第三号並びに第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。）の子会社等
〔二〕五 同上〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 〔同上〕

び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一〇四 略」

五 第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。） 次に掲げる書類

「イ〇ハ 略」

ニ 第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

「六〇九 略」

「2・3 略」

（三十日前までの変更の届出の対象となる業務の内容及び方法）

第二十四条の二 法第三十一条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事項とする。

（業務の内容又は方法に係る三十日前までの変更の届出）

第二十四条の三 法第三十一条第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条第六号ホ(5)、(6)、(8)から(11)まで、(13)及び(14)に

「一〇四 同上」

五 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

「六〇九 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

掲げる事項（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類並びに第十条第一項第三号ニ(1)から(4)までに掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 「略」

「2～8 略」

9|| 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（私設取引システム運営業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 私設取引システム運営業務を行う際に使用する電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

二 私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査及び当該審査の結果を踏まえた対応を行うための措置がとられていること。

三 私設取引システム運営業務に関し、法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準を超えることを防止するための措置がとられていること。

四 私設取引システム運営業務において特定投資家向け有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、法第四

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 「同上」

「2～8 同上」

「項を加える。」

十条の四の規定を遵守するための措置がとられていること。

五 私設取引システム運営業務において信用取引を行う場合には、自己又は次に掲げる者その他の者の利益を図る目的をもって顧客の利益又は取引の公正を害することを防止するための措置がとられていること。

イ 当該金融商品取引業者等の親会社等

ロ 当該金融商品取引業者等の子会社等

ハ 当該金融商品取引業者等の関連会社等（令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。第二百三十三条の二第四項第五号並びに第二百三十三条の三第十一号及び第十二号において同じ。）

六 私設取引システム運営業務に関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び有価証券の売買を行う目的を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

イ 売買価格の決定方法

ロ その使用する電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

ハ 有価証券の受渡しその他の決済の方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

ニ 当該金融商品取引業者等が顧客の取引時に表示した価格で約定されないおそれがある旨

ホ 法第二十九条の二第一項の登録申請書に第八条第六号ホ(8)に

掲げる事項に関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書を添付しない場合にあつては、その旨

へ 第八条第六号ホ(8)の電子情報処理組織を使用することが困難である場合に当該電子情報処理組織に代えて使用する電子情報処理組織を設けない場合にあつては、その旨

七 売買価格の決定方法、有価証券の受渡しその他の決済の方法、価格情報の公表方法及び取引開始基準について取引を公正かつ円滑にし、かつ、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められる措置がとられていること。

八 当該金融商品取引業者等が私設取引システム運営業務以外の業務を行う場合には、その役員が私設取引システム運営業務により知り得た情報を私設取引システム運営業務以外の業務に利用すること及び私設取引システム運営業務以外の業務により知り得た情報を私設取引システム運営業務に利用すること並びに私設取引システム運営業務により知り得た情報の私設取引システム運営業務を行う部署からの漏えいを防止するための措置その他の顧客の行う有価証券の売買その他の取引に関する情報の適切な管理のために必要な措置がとられていること。

(業務又は財産の状況に関する報告)

第七十三条 法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては第二号に掲げるものを除き、私設取引システム

(業務又は財産の状況に関する報告)

第七十三条 法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。)を、当該各

ム運營業務を行わない場合にあつては第三号に掲げるものを除く。
(を、当該各号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出し
なければならぬ。

「一・二 略」

三 別紙様式第十四号の二により作成した私設取引システム運營業
務に係る売買高に関する報告書 四半期（法第四十六条の六第三
項に規定する四半期をいう。第二百八条の十一及び第二百八条の
十四において同じ。）経過後一月以内

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載す
る書類等）

第二百八条の十一 「略」

「2・3 略」

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該
特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他
やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に特定書類を提出
することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属
する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当
該特定書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、
当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四
半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変
更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に
係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の

号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出しなければなら
ない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載す
る書類等）

第二百八条の十一 「同上」

「2・3 同上」

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該
特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他
やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定
する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ
。）経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認めら
れるときは、当該申請のあつた日の属する四半期（その日が四半期
開始後三月以内（直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当
該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の
日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る第
二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属す

承認をするものとする。

5
〔略〕

(適格機関投資家等特例業務の相手方)
第二百三十三条の二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

〔一〇四 略〕

五 次に掲げる者の子会社等又は関連会社等

〔イ〇二 略〕

〔六〇八 略〕

〔5・6 略〕

る四半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

5
〔同上〕

(適格機関投資家等特例業務の相手方)
第二百三十三条の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 次に掲げる者の子会社等又は関連会社等(令第十五条の十六第四項に規定する関連会社等をいう。次条第十一号及び第十二号において同じ。)

〔イ〇二 同上〕

〔六〇八 同上〕

〔5・6 同上〕

別紙様式第十四号の二（第七十三号第三号関係）

（日本産業規格A4）

私設取引システム運營業務に係る売買高に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

登録番号 財務(支)局長(金商)第 号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 有価証券の売買高の状況

私設取引システム運營業務（法第30条第1項ただし書の規定により行うものに限る。）に係る有価証券の売買高の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

（単位：千株、百万円）

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
株 券	株数	()	()	()	()	()
	金額	()	()	()	()	()
社債券		()	()	()	()	()
受益証券		()	()	()	()	()
そ	新株予約権証券	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()

[様式を加える。]

の 他		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数及び売買金額を約定基準により記載すること。
- 2 「株券」の欄には株券に係るものを、「社債券」の欄には社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号及び第14号に掲げる受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第9号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを記載すること。
- 3 「その他」の欄の空欄には、「株券」、「社債券」、「受益証券」及び「新株予約権証券」の欄に記載したもの以外の有価証券であって取引があったもの（法第2条第2項各号に掲げる権利については、電子記録移転権利及び令第1条の12第2号に規定する権利を含む。）のうち、売買金額の多い上位5位までの有価証券について記載すること。また、「小計」の欄には、「その他」の欄に記載した売買金額の合計額に取引があった有価証券のうち本表に記載しなかったものの売買金額を合算した額を記載すること。
- 4 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外

の有価証券をいう。)に係るものは、株券、社債券、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書(括弧書)として記載すること。

備考 表中の [] の記載は任意とする。